

件名：ヌーシャテル州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自措置について

【ポイント】

● 8月19日、ヌーシャテル州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自措置を実施する旨を発表

【本文】

8月19日、ヌーシャテル州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の独自措置を実施すると発表しました。

1 マスク着用義務

10人を超える収容能力がある店舗内において（従業員を含め）、マスク着用が義務化されます。

2 マスク着用推奨

明示的に義務付けられていない閉鎖空間にある全て公共場所において、マスク着用が強く推奨されます。

3 入場制限

（1）店舗及び美術館における入場者数は、床面積8平方メートルあたり1人に制限されます。

（2）立食形式によるサービスを提供するバー、レストラン、パブ、ナイトクラブ、ダンスホール、ディスコ等は、同時に入店できる人数が100人までに制限されます。

4 適用期間

2020年8月21日（金）から同年9月30日（水）まで

ヌーシャテル州政府は、マスク着用有無にかかわらず個人における社会的距離の確保及び衛生ルールの順守並びに休暇期間明け及び学校の新年度開始のこの時期から今後数週間は特に注意が必要と呼びかけています。

○ヌーシャテル州発表

<https://www.ne.ch/medias/Pages/200819-covid-19-neuchatel-passe-en-jaune.aspx>

（フランス語のみ）

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合
帰国・転出届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>